

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成19年5月24日(2007.5.24)

【公表番号】特表2006-521842(P2006-521842A)

【公表日】平成18年9月28日(2006.9.28)

【年通号数】公開・登録公報2006-038

【出願番号】特願2006-504167(P2006-504167)

【国際特許分類】

A 6 1 C 13/00 (2006.01)

A 6 1 C 13/083 (2006.01)

A 6 1 K 6/06 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 13/00 A

A 6 1 C 13/083

A 6 1 K 6/06

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月30日(2007.3.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

セラミック材料から成る未加工品から少なくとも一つの削りくず除去過程において一つの加工ステーションでブリッジ架台、キャップ、インプラントなどのような歯科補綴が製造される、この未加工品を製造する方法において、セラミック材料の完全等静止或いはほぼ等静止プレスによって円筒状、ほぼ円筒状或いは多角形状プレス加工品が形成され、プレス加工品の外周は必要に応じて加工され、そしてそのように仕上げられたプレス加工品からその軸線と直角に異なる厚さの多数の円板状未加工品(3)が切断されることを特徴とする方法。

【請求項2】

未加工品(3)が50mmより大きい直径を有することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

完全等静止プレスの際に少なくとも80mm直径の未加工品(3)が製造されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項4】

未加工品(3)が10mmより大きい厚さを有することを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

セラミック材料は酸化ジルコンから成ることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

歯科補綴は、セラミック材料の絶対或いはほぼ絶対比重が達成されるまで最終焼結されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

セラミック材料としての酸化ジルコンの場合には、歯科補綴の最終焼結処理は少なくとも1500°Cにおいておよそ16時間中に行われることを特徴とする請求項5或いは6

に記載の方法。

【請求項 8】

この最終焼結処理では、 $6.075\text{ g / mm}^3$  の絶対比重が達成できることを特徴とする請求項 7 に記載の方法。

【請求項 9】

加工ステーションが切り屑を除去する及び／又は CAD / CAM - 案内されたシステムによって構成され、実質的に回転可能な保持装置（4）と少なくとも一つのフライス工具（2）により作動し、この保持工具は未加工品（3）の力一様に装着する手段を有し、未加工品（3）の平行な或いはほぼ平行な加工面は直角に或いはほぼ直角にフライス工具によって加工できることを特徴とする請求項 1 に記載の方法。

【請求項 10】

未加工品（3）の歯科補綴への加工は焼結されていない状態並びに最終焼結されていない状態にて行なわれることを特徴とする請求項 9 に記載の方法。

【請求項 11】

未加工品（3）は円筒状形状の場合には周辺方向に集中的ねじ込み部を得ることを特徴とする請求項 1 或いは 9 に記載の方法。

【請求項 12】

未加工品は焼結されていない或いは最終焼結されていないセラミック材料から成り、丸い或いはほぼ丸い円板の形状は 50 mm より大きな直径を有することを特徴とするブリッジ架台、キャップ、インプラントなどのような歯科補綴を製造する未加工品。

【請求項 13】

円板の直径が 80 mm より大きいことを特徴とする請求項 12 に記載の未加工品。

【請求項 14】

円板の厚さは 10 mm より大きいことを特徴とする請求項 12 或いは 13 に記載の未加工品。

【請求項 15】

未加工品は周辺方向に CAD / CAM 加工ステーションの保持工具の保持装置（4）内に力の一様な装着する手段（6）を有することを特徴とする請求項 12 乃至 14 のいずれか一項に記載の未加工品。

【請求項 16】

装着手段（6）の場合には少なくとも一つの集中的ねじ込み部が重要であることを特徴とする請求項 15 に記載の未加工品。

【請求項 17】

未加工品は完全等静止或いはほぼ等静止プレスされたセラミック材料から成るはことを特徴とする請求項 12 乃至 16 のいずれか一項に記載の未加工品。

【請求項 18】

セラミック材料は酸化ジルコンから成ることを特徴とする請求項 12 乃至 17 のいずれか一項に記載の未加工品。